

3.1.4 省エネ改修型

(1) 補助対象となる住宅の要件

次の要件を全て満たすものとします。

省エネ改修後の住宅が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省、国土交通省令第 1 号)附則第 4 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に相当する性能(BEI 1.1 相当)を有していること。

(2) グループによる取組に関する要件

- ① グループ内で、省エネ改修の施工方法等に関する共通ルールを設定すること。
- ② 補助対象事業の省エネ改修に係る計画、省エネ計算、施工方法等を題材としてグループ内で研修を行うとともに、当該研修の結果を踏まえ、必要に応じて共通ルールを更新すること。

(3) 補助金の額

住宅 1 戸当たり定額 50 万円とします。

3.1.5 グループへの配分方式について

(1) 長寿命型、高度省エネ型(認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅)

平成 31 年度は、「事前枠付与方式(Ⅰ期)」と「先着順方式(Ⅱ期)」に分け、Ⅰ期は 7 月上旬から 10 月末まで、Ⅱ期は 11 月上旬から 2 月上旬までとします。

① 事前枠付与方式について

- a. 採択時にグループに対して割り当てられた配分額内で、構成員である施工事業者適切に割り当ていただき、Ⅰ期で交付申請していただきます。
- b. 配分枠は、以下の区分とします。
長寿命型、高度省エネ型(認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅)、高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)、地域材加算、三世代加算
- c. 交付申請の際は、Ⅰ期中に予め申請ツール登録することにより活用できるようになり、11 月末までに交付申請書を提出していただきます。
- d. 採択時の各グループへの配分額のうち、Ⅰ期中に申請ツール登録されていない配分額は失効します。Ⅰ期で申請ツール登録し 11 月末までに交付申請がなされない場合は、当該登録は 11 月末で自動的に失効します。
- e. グループの意向を踏まえて、未経験工務店(平成 27 年度から平成 30 年度における地域型住宅グリーン化事業を活用した供給戸数が長寿命型、高度省エネ型毎に活用実績が 3 戸以下の施工事業者。以下同じ。)が活用できる一定の枠をⅡ期の配分額として残置[※]し、事前枠付与方式により交付申請していただけます。
※各グループに残置する配分枠の詳細については、後日ご案内します。

② 先着順方式について

- a. Ⅰ期で申請ツール登録されずに失効となったグループ配分額の全てを先着順方式に移行し(その後、申請ツールに登録されたものの、11 月末までに交付申請がなされなかった配分額も移行する。)、その額の範囲内でⅡ期に先着順に交付申請してください。
- b. 実施枠は、以下の区分とします。
長寿命型、高度省エネ型(認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅)、高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)の 3 枠別に各々先着順とします。事前枠付与方式で別途設けていた地域材加算、三世代加算の枠は設けず、前記の 3 枠内で申請していただきます。なお、地域材加算は、施工事業者当たり 1 戸までとなります。

- c. 交付申請の際は、Ⅱ 期中に予め申請ツール登録することにより活用できるようになり、申請ツール登録後 1 ヶ月以内に交付申請書を提出していただきます。
- d. 申請ツール登録から 1 カ月以内に交付申請がなされない場合は、当該登録は自動的に削除します。
- e. 予算残額は、ホームページ等に公開します。

③ グループ採択時の高評価グループがⅠ 期中に事前付与枠を使い切った場合、Ⅰ 期中に先着順方式による交付申請を可能とします。

(2) 省エネ改修型

採択したグループに対して、グループの規模等に応じて、一定の枠を配分します。その後、グループに対して割り当てられた配分額内で、構成員である施工事業者適切に割り当ていただき交付申請してください。(事前枠付与方式)

交付申請の際は、予め申請ツール登録することにより活用できるようになり、7 月上旬から 1 月下旬までの間に交付申請書を提出してください。

3.1.6 施工事業者 1 社が受けられる補助金の上限

平成 27～平成 30 年度の 4 年間の地域型住宅グリーン化事業の補助金活用実績の戸数によって、施工事業者 1 社が受けられる補助金の上限額が変わります。

長寿命型の補助金活用実績の戸数は、長期優良住宅の戸数です。また高度省エネ型の補助金活用実績の戸数は、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅及びゼロ・エネルギー住宅の合計です。補助金上限額は次の表 1 又は表 2(被災地に存する施工事業者の場合)の通りです。ただし、地域材加算及び三世同居加算は別途加算できるものとします。

表 1 1 事業者当たりのタイプ別補助金上限額一覧表

補助金活用実績 ※H27～H30	長寿命型		高度省エネ型※1		省エネ改修型
	3 戸以下	4 戸以上	3 戸以下	4 戸以上	—
上限額	550 万円 (5 戸相当)	500 万円 (5 戸相当)	420 万円 (3 戸相当)	375 万円 (3 戸相当)	未定※2
三世同居加算の適用を受ける住宅を建てる場合の上限額※3	770 万円 (7 戸相当)	700 万円 (7 戸相当)	560 万円 (4 戸相当)	500 万円 (4 戸相当)	—

※1 認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅・ゼロ・エネルギー住宅の合計。

※2 省エネ改修型の 1 事業者あたり上限額は、後日ご案内いたします。

※3 長寿命型については 2 戸相当の額を、高度省エネ型については 1 戸相当の額を上限額に上乗せ

表 2 1 事業者当たりのタイプ別補助金上限額一覧表【被災地※1に存する施工事業者の場合】

補助金活用実績 ※H27～H30	長寿命型		高度省エネ型※2		省エネ改修型
	7 戸以下	8 戸以上	7 戸以下	8 戸以上	—
上限額	1,100 万円 (10 戸相当)	1,000 万円 (10 戸相当)	700 万円 (5 戸相当)	625 万円 (5 戸相当)	未定※3
三世同居加算の適用を受ける住宅を建てる場合の上限額※4	1,320 万円 (12 戸相当)	1,200 万円 (12 戸相当)	840 万円 (6 戸相当)	750 万円 (6 戸相当)	—

※1 「東日本大震災」、「平成 28 年熊本地震」、「平成 30 年 7 月豪雨」又は「平成 30 年北海道胆振東部地震」の被災地を指します。詳細は【別紙 6】をご覧ください。

※2 認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅・ゼロ・エネルギー住宅の合計。

※3 省エネ改修型の1事業者あたり上限額は、後日ご案内いたします。

※4 長寿命型については2戸相当の額を、高度省エネ型については1戸相当の額を上限額に上乗せ

また、補助金活用実績が3戸以下(7戸以下)の未経験工務店に該当する施工事業者がI期中に一定以上の補助金を活用したグループにおいては、グループ内の施工事業者数に応じて、補助金上限額を緩和します。

表3の「グループ内の施工事業者数」に応じて、I期中にグループ内の未経験工務店が表3に示す戸数の補助金を活用した場合、II期よりグループ内の全ての工務店の補助金上限額を表4又は表5(被災地に存する施工事業者の場合)のとおり緩和します。なお、II期中においても活用実績を踏まえて定期的に緩和対象のグループを追加します。緩和の判断を行う基準日は以下の通りです。

- ・補助金の上限額の変更の可否を判断するのは、平成31年10月31日(木)までの交付申請の申請実績に基づいた判断と平成31年11月1日(金)以降の交付申請の申請実績に基づいて判断されます。

【判断基準日】

①10月31日(木)

10月31日(木)までの交付申請済み件数※に基づいて判断し、条件を満たしたグループの施工事業者の補助金の上限額が11月1日(金)に変更されます。

②11月1日(金)以降

11月1日(金)以降にグループが上限緩和の条件を満たした場合、条件を満たした翌日以降の定められた時期に、当該グループに所属する施工事業者の上限額が変更されます。

※長寿命型支援室・高度省エネ型支援室にて、交付申請の受付を行ったことをもって、交付申請済みとみなします。

表3 上限緩和に必要な未経験工務店による活用戶数

グループ内の施工事業者数	5～25	26～50	51～100	101～
未経験工務店による活用戶数	1戸	2戸	3戸	4戸
※グループ内の未経験工務店が活用した戸数の合計				

表4 施工1事業者当たりのタイプ別補助金上限額一覧【未経験工務店活用グループに所属の場合】

補助金活用実績 ※H27～H30	長寿命型		高度省エネ型※1		省エネ改修型
	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上	—
上限額	880万円 (8戸相当)	800万円 (8戸相当)	700万円 (5戸相当)	625万円 (5戸相当)	未定※2
三世同居加算の適用を受ける住宅を建てる場合の上限額※3	1,100万円 (10戸相当)	1,000万円 (10戸相当)	840万円 (6戸相当)	750万円 (6戸相当)	—

※1 認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅・ゼロ・エネルギー住宅の合計。

※2 省エネ改修型の1事業者あたり上限額は、後日ご案内いたします。

※3 長寿命型については2戸相当の額を、高度省エネ型については1戸相当の額を上限額に上乗せ

表 5 1 事業者当たりのタイプ別補助金上限額一覧【未経験工務店活用グループに所属かつ被災地※1
に存する施工事業者の場合】

補助金活用実績 ※H27～H30	長寿命型		高度省エネ型※2		省エネ改修型
	7戸以下	8戸以上	7戸以下	8戸以上	—
上限額	1,540万円 (14戸相当)	1,400万円 (14戸相当)	980万円 (7戸相当)	875万円 (7戸相当)	未定※3
三世帯同居加算の適用を受ける住宅を建てる場合の上限額※4	1,760万円 (16戸相当)	1,600万円 (16戸相当)	1,120万円 (8戸相当)	1,000万円 (8戸相当)	—

※1 「東日本大震災」、「平成28年熊本地震」、「平成30年7月豪雨」又は「平成30年北海道胆振東部地震」の被災地を指します。詳細は【別紙6】をご覧ください。

※2 認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅・ゼロ・エネルギー住宅の合計。

※3 省エネ改修型の1事業者あたり上限額は、後日ご案内いたします。

※4 長寿命型については2戸相当の額を、高度省エネ型については1戸相当の額を上限額に上乗せ

3.2 木造建築物について

次の全ての要件を満たす建築物とします。【別紙1】

- (1) 採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等に則して、グループの構成員である中小住宅生産者等により供給されるもの。
- (2) 3.2.1に記載する要件を全て満たすもの。
- (3) グループに対する採択通知発出日以降に着工(根切り等の着手)するもの。
- (4) 床面積が55㎡以上のもの。
- (5) 主要構造部に用いる木材は、グループが定める地域材を使用するものとします。
※地域材の使用割合等については、適用申請書に記載してください。

3.2.1 優良建築物型(認定低炭素建築物等一定の良質な建築物)

(1) 補助対象となる木造建築物の要件

優良建築物型(認定低炭素建築物等一定の良質な建築物)において対象となる木造建築物については、①から③のいずれかの認定または評価等を受けたものとします。

- ① 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づき、所管行政庁による認定【別紙10】
- ② 評価機関による建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の評価※1【別紙11】
BEIの値1.0以下
- ③ 認証機関等の第三者による建築環境総合性能評価システム(CASBEE)の認証【別紙12】建築物の環境効率(BEEランク)1.0(B+)以上

※1 上記②の場合は、BEIの値に応じて以下のa)からf)の6つの項目との組み合わせを要件とします。BEIの値が0.8を超え1.0以下(★★)の場合は任意の2項目、BEIの値が0.8以下(★★★以上)の場合は不要とします。

- a) 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項」に定める省エネルギー基準相当であること【別紙13】
- b) ビル・エネルギー・マネジメント・システム(BEMS)を設置していること【別紙14】
- c) 太陽光等再生可能エネルギー発電設備及びこれと連携した定置型蓄電池を設置していること【別紙15】
- d) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定